	八勝通一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに二丁目及び三丁目、初日町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日向町一丁目から五丁目まで、姫宮町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、前田町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牧町二丁目及び三丁目、松栄町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、松園町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、丸根町一丁目及び二丁目、密柑山町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、瑞穂通四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目から八丁目まで、妙音通四丁目、村上町一丁目から三丁目まで、四丁目まで、彌富町字密柑山、彌富ケ丘町一丁目から四丁目まで、山下通五丁目並びに陽明町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
愛知県名古屋市南区	駈上一丁目、菊住一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、外山一丁目、平子一丁目及び二丁目並びに呼続元町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び愛知県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○法務省告示第八十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年十月七日

法務大臣　山下　貴司

東京法務局所属

大野　和明

○経済産業省環境省告示第六号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第二十四条第一項の規定による届出があったので、同規則第三十五条第二号の規定に基づき公示する。

令和八年十月七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

環境大臣　笹川　博義

(一)　登録講習機関の名称　株式会社Gakken LX

(二)　登録講習機関の代表者の氏名

変更後	変更前
中村　基孝	岩藤　匡史

(三)　変更年月日　令和八年十月一日

○国土交通省告示第千二百一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年十月七日

国土交通大臣　井林　辰憲

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社ダイハツメタル出雲工場	島根県出雲市神西沖町2400番地	内燃機関のシリンダライナ	令和8年10月7日から令和13年10月6日まで

○国土交通省告示第千二百二号

指定広域支援ふ頭及び指定地域支援ふ頭の指定基準（令和八年国土交通省告示第六百五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき指定広域支援ふ頭及び指定地域支援ふ頭を指定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年十月七日

国土交通大臣　井林　辰憲

指定広域支援ふ頭及び指定地域支援ふ頭を指定した件

指定広域支援ふ頭及び指定地域支援ふ頭の指定基準第一条第二号に規定する指定広域支援ふ頭及び同条第四号に規定する指定地域支援ふ頭は、次の表のとおりとする。

都道府県	指定広域支援ふ頭	指定地域支援ふ頭
静岡	清水港興津第一埠頭、清水港興津第二埠頭、清水港日の出埠頭、田子の浦港中央埠頭及び御前崎港西埠頭	清水港興津第一埠頭、清水港江尻埠頭、前崎港西埠頭、熱海港、和田磯地区埠頭、伊東港玖須美地区埠頭、下田港外ヶ岡地区埠頭、松崎港新港地区埠頭、土肥港大藪地区埠頭及び沼津港外港地区埠頭

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第三十五号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年十月七日

海上保安庁長官　宮澤　康一

名称	開発局雄冬港指向灯
位置	
所在地	北海道増毛郡増毛町（雄冬漁港船溜防波堤西端）
北緯	四三―四四―三〇
東経	一四一―二〇―二二
塗色及び構造	白色　柱形
灯質	不動白光（可航水路表示） 不動緑光（左舷側表示） 不動赤光（右舷側表示）
光度	昼間　白光一、二〇〇カンデラ　緑光一、二〇〇カンデラ　赤光一、二〇〇カンデラ 夜間　白光一二〇カンデラ　緑光一二〇カンデラ　赤光一二〇カンデラ
光達距離	昼間　白光〇・五海里　緑光〇・五海里　赤光〇・五海里 夜間　白光五・五海里　緑光五・五海里　赤光五・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで四・九メートル 平均水面上から灯火まで五・八メートル
点灯年月日	令和八年三月十八日
記事	一　白光は、二一二度を中心として幅約四度で可航水路を示す。緑光（幅約四度）及び赤光（幅約四度）は、それぞれの水路の左舷側及び右舷側を示す。 二　留萌開発建設部留萌港湾事務所管理

名称	九十九里沖掘削施設灯
位置	
所在地	片貝港北防波堤灯台（千葉県山武郡九十九里町）の東南東方約四・九キロメートル
北緯	三五―三一―〇七
東経	一四〇―三一―一〇